

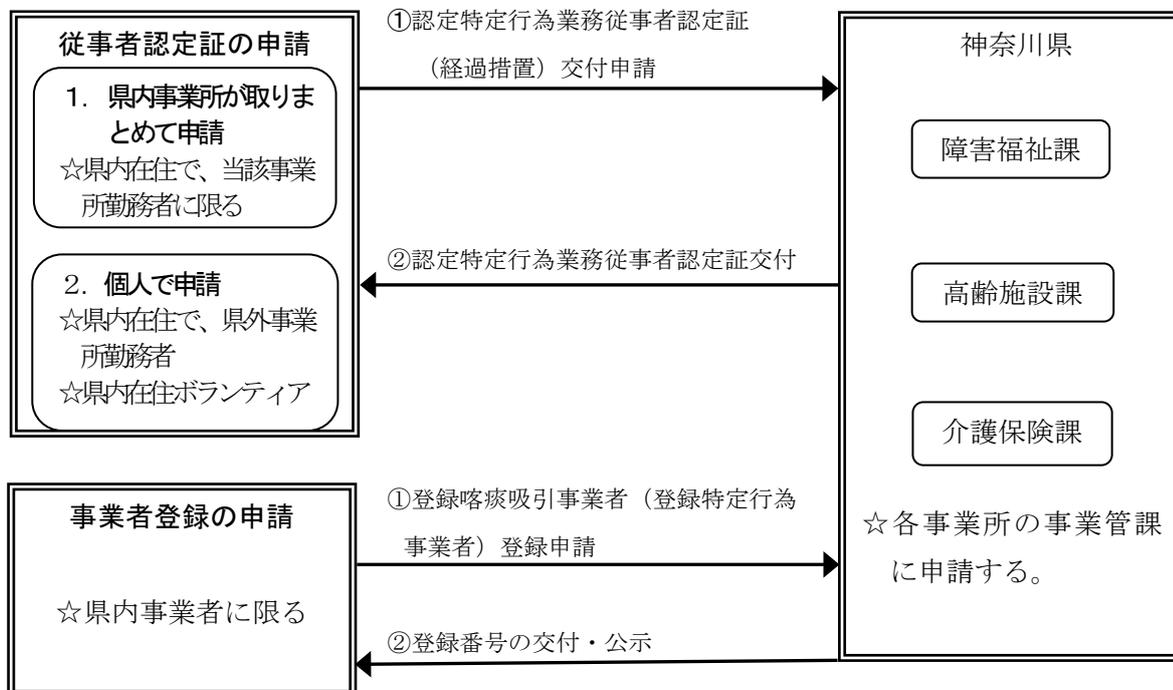
経過措置対象者の認定及び経過措置対象者がいる事業者の登録特定行為事業者登録手続きについて

《経過措置者の範囲》

社会福祉士及び介護福祉士法の改正（H24.4.1施行）に伴い、法律の施行の際、次の通知等により喀痰吸引等の特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（法律の施行の際、知識及び技能を修得中であり、その修得を法律の施行後に終えた者を含む。）

- ① ALS患者の在宅療養の支援について（H150717 医政発第0717001号）
- ② 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて
（H170324 医政発第0324006号）
- ③ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて
（H220401 医政発第0401第17号）
- ④ 平成22年度介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）
- ⑤ 平成23年度介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修事業の実施について
（不特定多数の者対象）
（H231006 老健発第1006号第1号）
- ⑥ 平成22年度介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）
- ⑦ 平成23年度介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について
（H231111 障発1111第2号）
- ⑧ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H161020 医政発第1020008号）

<事務の流れ>



【事業所別担当課の整理】

- 障害福祉課
 - ・ 障害者（児）施設及び在宅サービス事業所
 - ・ 特別支援学校
 - ・ 保育園
- 高齢施設課
 - ・ 特別養護老人ホーム
 - ・ 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ グループホーム
- 介護保険課
 - ・ 介護保険に係る在宅サービス事業所
(特養併設の短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護を除く。)

I 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）関係の手続き

1 必要書類

- ・ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（第15号様式）
- ・ 住民票（写）
- ・ 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）
- ・ 高齢者施設の従業者のみ（様式15-1 研修修了状況補足資料）
- ・ 本人誓約書（様式15-2 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①）
- ・ 第三者証明書（様式15-3 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②）
- ・ 実施状況確認書（様式15-4 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③）
- ・ 認定証を送付するための返信用封筒

（A4サイズがそのまま入る角形2号に住所を記載し、120円切手を添付）

2 提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部〇〇〇〇課 宛

* 事業所の種別により、所管する課の名称を記載

3 第1回提出期限

平成24年2月29日（水）

* 期限までに書類が整わない従業者については、整い次第、順次提出してください。

4 留意事項

事業所ごとに経過措置対象者に該当する従業者の申請書を取りまとめ、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請管理票」を添付して提出してください。

II 登録特定行為事業者関係の手続き

1 必要書類

- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（第1号様式）
- ・＜申請者が法人の場合＞ 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・＜申請者が個人の場合＞ 住民票の写し
- ・社会福祉及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-1）
- ・社会福祉及び介護福祉士法第48条の5第1号各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式1-2）
- ・喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては介護福祉士登録証、認定特定行為業務従事者については認定特定行為業務従事者認定証の写し、また看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行うものについては免許証の写し
- ・登録番号通知書を送付するための返信用封筒
(定形長3号に住所を記載し、封筒80円切手を添付)

2 提出先

Iに同じ

3 第1回提出期限

平成24年3月23日（月）

* 期限までに書類が整わない場合は、整い次第提出してください。

4 留意事項

- ・認定特定行為業務従業者認定証の交付後、すみやかに事業者登録申請ができるよう、事前に準備しておいてください。
- ・認定特定行為業務従業者認定証の交付が遅れ、様式1-2の登録番号・登録年月日が記載できず、それ以外の必要書類はすべて揃っている場合は、その欄を空欄にして申請してください。
- ・様式1-3の備考1に記載のある「業務方法書」について、国から参考例が示される予定なので、別途ご案内します。

問い合わせ先

神奈川県保険福祉局福祉・次世代育成部

障害福祉課調整グループ 電話045(210)4703

FAX045(201)2051

高齢施設課福祉施設グループ 電話045(210)4851

FAX045(210)8874

介護保険課監査グループ 電話045(210)4820

FAX045(210)8866